

時の動き

「検察庁法改正案」廃案と憲法的視点

大阪経済法科大学教授 澤野 義一



さわの よしかず
大阪経済法科大学
法学部教授。近著
に『平和憲法と永
世中立』『脱原発と
平和の憲法理論』
(以上、法律文化社
刊)。

安倍政権の閣議決定によって定年
が延長された黒川弘務・東京高検検
事長が、新型コロナ感染症拡大に伴
う緊急事態宣言下で外出自粛が求め
られているさなか、賭博罪に当たる
賭けマージャンをしていたことが明
らかに辞任することになりました
たが、安倍内閣・法務省が黒川氏に
対して軽い訓告処分にしたことにつ
いては法的に問題です。ひるがえっ
てみますと、安倍内閣は、黒川氏で
なければ検察業務の継続的遂行に重
大な障害が生ずるとの特例的理由

(人事院規則)で、「検察官には国
家公務員法による定年延長が適用さ
れない」との検察庁法に関する従来
の政府解釈を突然変更して、黒川氏
の定年延長を決定したわけですが、
そこには検察庁法違反の問題と、安
倍政権にとって使い勝手がよい(安
倍政権の閣僚らの疑惑・事件への犯
罪捜査が及ばないようにする疑念な
ど)といわれてきた黒川氏を特別視
したことに ついて正当な理由がなか
ったという問題があります。また、
定年延長閣議決定を正当化するため

の検察庁法改正案については、野党
や多数世論(400万強のツイッタ
ーによる)の批判もあり、安倍政権
は今国会では法案審議を断念しまし
たが、次期国会で継続審議すべきで
はなく廃案にすべきです。定年延長
閣議決定も撤回されるべきで、安倍
政権の政治責任は重大です。
さて、上述のような問題を憲法の
視点から指摘するとすれば、安倍政
権は憲法の基本である三権分立制を
侵害しているということ です。憲法
に従った政治をしていないわけ です



「検察庁法改正」で問題となった東京高等検察庁の前黒川検事長が在籍した東京高検が入る庁舎。

から、立憲主義侵害ということもできます。二権分立制侵害は、次の二つの点から指摘できます。

一つは、検察庁法に関する従来の政府解釈を突然変更して検察庁法違反の法解釈を行ったことが、行政権

である内閣が立法権を侵害したということです。検察庁法や国家公務員法も、国会での審理、議決を経て成り立ち、定着した法解釈があるなかで、時の内閣の閣議決定だけで法解釈が容易に変更されてしまえば、国会を唯一の立法機関と定めた憲法41条に抵触します。このような行政権による、いわば新たな立法行為は許されません。これは、安倍政権が従来定着していた集団的自衛権行使違憲論を閣議で変更したのと同様の暴挙です。

二つ目の問題は、検察庁法改正案では、内閣が検事長等の定年延長を恣意的な裁量で行うことを可能にしたことが、内閣の任命による行政官ではあるが、司法権の一翼を担う準司法的機関である検察官の職務の独立性・中立性を侵害する懸念があるということ。これは、行政権が司法権を直接侵害しないとしても、

司法権の信頼を揺るがすことになる点では三権分立制に抵触するといえます。検察官は、検察庁法で刑事事件における職務権限を与えられており、時には国会議員や大臣等の汚職を暴くこともできるにもかかわらず、もし一内閣の判断で個別の検察官が特例的に定年延長の上で職務を継続した場合、当該検察官が内閣の意向を付度した捜査等をするのではないかと不信感をもたれても当然です。安倍長期政権は、いろいろな面で権力を私物化してきていますが、今回のケースは司法行政の私物化をもたらすものです。

(さわの よしかず)